

法人・個人事業主・任意団体の口座を開設されるお客さまへ

越前信用金庫

近年、マネー・ローンダリング（資金洗浄）およびテロ資金供与対策の重要性が益々高まっており、金融機関には「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策」への対応が求められています。

こうした中で、越前信用金庫では、法人・個人事業主のお客さまが口座開設をお申込みされる場合、および任意団体の口座開設をお申込みされる場合、下記の事項をお願いしております。お客さまにはご不便、お手数をおかけしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

ご留意いただく事項

1. 口座開設時には、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認をさせていただきます。
2. ご用意いただく書類は、すべて原本をご提示ください。原本を確認のうえ写しをとらせていただきます。ただし、法人の「代表者、および実質的支配者の本人確認書類」、「団体代表者の本人確認書類」について、これらの方が来店されない場合は、写しをご提出ください。
3. ご用意いただく書類は、有効期限の定めがある場合は有効期限内のもの、有効期限の定めがない場合は6ヵ月以内に作成・発行されたもの、または確認日現在有効なものをご提示ください。
4. 受付から口座開設まで1週間程度お時間をいただく場合があります。
5. 審査の結果、お申込みにお応えできず口座開設をお断りする場合がございますのであらかじめご了承ください。
6. ご提出いただきました書類の写しについては、ご返却いたしません。

口座開設申込み時にご用意いただく書類

1. 法人のお客さま

- (1) 履歴事項全部証明書(6ヵ月以内のもの)
- (2) 印鑑登録証明書(6ヵ月以内のもの)

- (3) 事業内容が確認できる書類(定款、パンフレット等)
- (4) 申告された実質的支配者が確認できる書類
- (5) ご来店される方(取引担当者)の本人確認書類
- (6) ご来店される方(取引担当者)と法人のご関係が確認できる書類
- (7) 代表者、および実質的支配者の本人確認書類

2. 個人事業主のお客さま

- (1) 事業主の方の写真付本人確認書類
- (2) ご来店される方(取引担当者)の写真付本人確認書類
- (3) 屋号・事業内容が確認できる書類(a. ~ f. のいずれかひとつ)
 - a. 確定申告書(税務署受付印のあるもの)
※確定申告書をe-Tax(電子申告)で行っている場合、確定申告書と併せて「受信通知」(電子申告の際に税務署がデータを受付した旨を通知するもの)が出力されたものをご提出ください。
 - b. 個人事業の開業届出書(受付印のあるもの)
 - c. 所得税の青色申告承認申請書(受付印のあるもの)
 - d. 事業開始申告書(受付印のあるもの)
 - e. 各行政機関発行の許認可証(許認可業種の場合)(有効期限内のもの)
 - f. その他、屋号・事業内容が確認できる書類

3. 任意団体のお客さま

- (1) 定款・規約・会則等、団体の規則を定めた書類
- (2) 会員名簿(会員全員の住所、氏名が記載されているもの)
- (3) ご来店される方(取引担当者)の写真付本人確認書類
- (4) 団体代表者の本人確認書類

以上